

**指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみのる荘**

**重要事項説明書〔予防短期〕**

本重要事項説明書は、当事業所とサービス契約の締結（又は利用申請）を希望される方に対して、厚生労働省令に基づき当事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを説明するものです。

**事業所番号 1971000250**

**社会福祉法人 高根福祉みのる会**

## 第1条 事業者の概要

事業者の名称 社会福祉法人 高根福祉みのる会  
所在地 山梨県北杜市高根町箕輪2270番地1  
代表者氏名 理事長 浅川 一紀  
電話番号 0551-47-5400

## 第2条 利用施設

施設の名称 特別養護老人ホームみのる荘（指定介護老人福祉施設）  
所在地 山梨県北杜市高根町箕輪2270番地1  
施設長名 施設長 興水 理一  
電話番号 0551-47-5400  
FAX番号 0551-47-5403

## 第3条 当施設で実施する事業

施設・事業所の種類	山梨県知事の事業所指定		
	指定年月日	指定番号	利用定員
指定介護老人福祉施設	平成14年10月1日	1971000250	70名
指定短期入所生活介護事業所	平成14年10月1日	1971000250	20名
指定介護予防短期入所生活介護事業所	平成18年4月1日	1971000250	(20名)

## 第4条 事業の目的と運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄等の介護・相談及び援助、その他の日常生活の支援、日常生活動作訓練、健康管理及び栄養管理等を行います。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者本位のサービスを提供するとともに、地域包括支援センター・介護予防支援事業者や家族との密接な連携を図り、総合的な介護予防サービスの提供を行います。

## 第5条 特別養護老人ホーム みのる荘（指定介護老人福祉施設の概要）

総敷地面積 35,907.00㎡  
建物構造 鉄筋コンクリート造 3階建  
延床面積 3,654.32㎡  
入所定員 70名（併設事業所として、指定短期入所生活介護事業所並びに指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員20名）

## (1) 施設の概要

定員	特養（70名）短期入所（20名）	
居室	1人部屋	（1室14.56～15.60㎡） 8室
	2人部屋	（1室22.50～24.78㎡） 13室
	4人部屋	（1室45.00～48.00㎡） 10室
浴室	一般浴槽・機械浴槽	
医務室	1室	
静養室	3室	
食堂	各フロア	
機能訓練コーナー	4ヵ所	
会議室	1室	
面接室	1室	
ボランティア室	1室	

## (2) 職員体制（全職員が併設の短期入所生活介護並びに介護予防生活介護事業所の業務を兼務）

職種	人数	常勤	非常勤	常勤換算	基準上の 必要員数
施設長	1	1		1	1
医師	1		1	0.1	1
生活相談員	1	1		1	1
栄養士	1	1		1	1
機能訓練指導員	1	1		1	1
介護支援専門員	4	4		1.6	1
事務職員	5	4	1	4.8	2
介護職員	34	28	11	34.4	24
看護職員	4	4	1	4.5	3

第6条 利用料金 (令和6年4月改定)

(1) サービス料金

特別養護老人ホームみのる荘 (介護予防短期入所生活介護) 料金表 (1日あたり:円)

1割負担		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	合計
要支援1	従来型個室	451	22	28	13	8	1,230	1,590	3,342
	多床室	451	22	28	13	8	898	1,590	3,010
要支援2	従来型個室	561	22	35	16	9	1,230	1,590	3,463
	多床室	561	22	35	16	9	898	1,590	3,131

2割負担		介護サービス費(2割)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	合計
要支援1	従来型個室	902	44	57	26	15	1,230	1,590	3,863
	多床室	902	44	57	26	15	898	1,590	3,531
要支援2	従来型個室	1,122	44	70	31	19	1,230	1,590	4,106
	多床室	1,122	44	70	31	19	898	1,590	3,774

3割負担		介護サービス費(3割)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	合計
要支援1	従来型個室	1,353	66	85	38	23	1,230	1,590	4,385
	多床室	1,353	66	85	38	23	898	1,590	4,053
要支援2	従来型個室	1,683	66	105	47	28	1,230	1,590	4,749
	多床室	1,683	66	105	47	28	898	1,590	4,417

※送迎(平日)を希望される場合は、片道につき**184円**が加算されます。

通常の送迎実施地域は北杜市内(実施地域を超える場合は、1kmにつき**50円**)

※個人使用の電化製品をご使用の際は、電気代として、1日につき**92円**頂戴します。

※食事に関して、ご本人またはご家族の事情によりキャンセルする場合は、食事時間の3時間前にご連絡をお願いいたします。急なキャンセルの場合は、食事を摂らなくても食事代金を請求させていただく場合があります。また、帰宅時間の変更等により食事を追加する場合も3時間前にご連絡をお願いいたします。

特別養護老人ホームみのる荘 (介護予防短期入所生活介護) 料金表 (1日あたり:円)

第3段階②		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	合計
要支援1	従来型個室	451	22	28	13	8	820	1,300	2,642
	多床室	451	22	28	13	8	370	1,300	2,192
要支援2	従来型個室	561	22	35	16	9	820	1,300	2,763
	多床室	561	22	35	16	9	370	1,300	2,313

第3段階①		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	合計
要支援1	従来型個室	451	22	28	13	8	820	1,000	2,342
	多床室	451	22	28	13	8	370	1,000	1,892
要支援2	従来型個室	561	22	35	16	9	820	1,000	2,463
	多床室	561	22	35	16	9	370	1,000	2,013

第2段階		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	合計
要支援1	従来型個室	451	22	28	13	8	420	600	1,542
	多床室	451	22	28	13	8	320	600	1,442
要支援2	従来型個室	561	22	35	16	9	420	600	1,663
	多床室	561	22	35	16	9	320	600	1,563

第1段階		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	合計
要支援1	従来型個室	451	22	28	13	8	320	300	1,142
	多床室	451	22	28	13	8	0	300	822
要支援2	従来型個室	561	22	35	16	9	320	300	1,263
	多床室	561	22	35	16	9	0	300	943

※ 介護保険負担限度額認定証がある場合は、その表示額となります。

#### ◇キャンセル料

ご利用開始前に利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記の次のキャンセル料をご負担いただく場合がございます。

区 分	キャンセル料
①利用開始日の前々日の午後5時までに連絡をいただいた場合	無 料
②利用開始日の前日の午後5時までに連絡をいただいた場合	1日あたり基本料金の50%
③当日の午前8時までに連絡をいただいた場合	1日あたり基本料金の80%
④連絡がなくサービスを中止した場合	1日あたり基本料金全額

#### (2) その他

利用者等の希望により提供された特別なサービス、入所者等の希望により実施した特別な娯楽等に係る実費をご負担いただきます。また、入所者が医療機関に支払うべき医療費につきましてもご負担いただきます。

#### (3) 支払い方法

施設利用料等の請求は、1ヶ月まとめて計算し翌月の15日頃迄に請求書をお送り致します。お支払いは、口座振替をお願いしております。金融機関は、下記からお願いいたします。

- ・山梨中央銀行〔毎月25日に指定口座より引き落としになります〕
- ・ゆうちょ銀行〔毎月25日に指定口座より引き落としになります〕

### 第7条 サービスの内容

#### (1) 居室

個室・2人部屋・4人部屋

#### (2) 介護

施設サービス計画書に沿って、利用者の保有する能力に応じ、充実した日常生活が営めるよう介護支援を行います。食事、入浴、排泄、着替え、口腔ケア、日常生活活動訓練・離床等の介護・おむつ交換・シーツ交換・移動の付き添い等。

### (3) 入浴

一般浴・機械浴にて、月・火・木・金曜日の週2回以上入浴していただきます。

入浴できない場合は、入浴日変更・清拭等、身体状況を医務と連携を図るなかで、都度対応いたします。

### (4) 食事等

朝食 8時00分～ 8時40分

昼食 12時00分～ 13時00分

夕食 18時00分～ 18時45分

※献立表は、施設内に表示し、食べられない物やアレルギー等ある方のご相談に応じます。

### (5) 健康管理

週2回嘱託医が来荘し、診察や健康管理相談サービスを受けることができます。

### (6) レクリエーション

年間行事に基づいて、誕生日会・お花まつり・夏祭り・バスハイク（外出）・敬老会等を実施します。また、毎日のリハビリ体操や各フロアでのレクリエーション等も適宜実施しています。

地域のボランティアの方々と一緒に、保育園や障害者施設等と地域交流の場を提供する行事（みのるの里まつり・交流会等）を実施しています。なお、入所者同様に行事参加を希望される場合は、別途参加費をご負担いただく場合もございます。

### (7) リハビリテーション

入所者の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の維持、または身体機能低下の防止をするための訓練に取り組みます。

### (8) 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急等やむを得ない事由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入所者及びその家族へ十分に説明を行い、同意を得るとともに、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録をして経過観察を行い、拘束解除の時期について検討いたします。

### (9) 高齢者虐待防止の措置

利用者の人権を守り、安全で穏やかな生活を確保するため、老人福祉法・介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律、（以下「高齢者虐待防止法」と略す）第20条で求められている高齢者防止法等のための措置に従います。

### (10) 事業実施計画（BCP）

- 1 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するために計画及び体制を整え、それを定期的に見直し、必要に応じて変更をします。
- 2 計画及び体制につきましては、利用者及び関係者に対して周知をし、必要な措置を講じます。また、研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 災害に関しては、関係機関（消防署・消防団等）や地域の方々と連携し、防災訓練を定期的（年3回以上）に実施します。

## 第8条 施設利用に関する事項

- (1) 面会について 来荘時は、手洗い又は手指の消毒をお願いします。また、感染症が流行しやすい時期、施設内で感染症が流行している時には、マスクの着用をお願いします。面会時間は、朝9時から夜7時30分までといたします。ただし、身体状況等の様子によっては、この限りではありません。
- (2) 外出・外泊 自由です。食事の関係もあるので事前に連絡してください。
- (3) 飲酒・喫煙 健康に配慮し、原則として認められません。ただし、規制緩和処置を検討する場合がありますので、ご相談ください。
- (4) 設備・器具の利用 身体の状態に合わせ、自由に利用できます。
- (5) 金銭・貴重品の管理 タンスに鍵がないため、原則現金の持ち込みはご遠慮ください。
- (6) 所持品の持込み 持ち込みができます。ただし、所持品の種類や大きさに制限がありますので、ご相談ください。
- (7) 食品の持ち込み 食中毒予防等の理由により、原則禁止とさせていただきますが、持込品がある場合は、面会カードに持ち込み物の記入欄がありますので記入をしていただき、必ずフロアのケアスタッフに伝えてください。また、食べ物については、その場で食べきれぬ量の持込みでお願いします。
- (8) 施設外での受診 医療機関の受診が必要な場合は、ご家族での送迎をお願いします。なお、介護タクシー等のご相談にも応じられます。
- (9) 持ち物への記名 すべてに名前をつけてください。色目の暗い服・柄の多い服は、名前が確認しにくいので、お手数ですが名札を付けていただきますようお願いいたします。
- (10) 感染対策について 感染症（コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等）が流行する時期は、お迎え時に体調の様子を確認させていただき、状態により居宅ケアマネジャーと調整させていただき、ご利用を延期又は日程調整する場合があります。
- (11) その他 利用者の希望により提供された特別なサービス、行事食、特別な娯楽等に係る実費をご負担いただきます。また、介護サービス提供に関する記録の謄写を求める場合、実費として1枚20円のご負担をいただきます。

※ 感染症予防等のため、上記の記載の事項にお応えできない場合がありますので、ご理解下さい。

## 第9条 緊急時の対応

- (1) 利用者に容体の変化等身体状況の急変があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたしますが、まれにご家族への連絡がつかない場合等に医療上緊急の必要性があるときは利用者・ご家族に同意を得ずに医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供することをご承知ください。

### ※施設の嘱託医

中田医院 中国医学研究所 北杜市須玉町若神子608 TEL0551-42-2740

### ※施設の協力医療機関

市立甲陽病院 北杜市長坂町大八田3954 TEL0551-32-3221

阿久津歯科医院 北杜市高根町箕輪新町265 TEL0551-47-3127

※ご希望により、他の医療機関への相談にも応じます。

- (2) 感染予防については、感染対策委員会を設置し、衛生管理・健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。万一感染症の発生を確認した場合は、早急に感染症の拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。
- (3) 防犯については、不審者等の荘内への侵入を防ぐため、出入り口の施錠・出入りのチェック・センサー等防犯器具の設置など施設防犯管理体制の整備を行っています。

#### 第10条 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 特別養護老人ホームみのる荘防災計画に基づき、迅速に対応します。
- (2) 防災設備 建築基準法及び消防法による消防設備を完備しています。  
(消火栓・スプリンクラー・各種感知器・消火器等)
- (3) 防災訓練 年3回以上の防災訓練を実施します。
- (4) 管理権限者 施設長 輿水 理一  
防火管理者 防火管理者 深澤 智彦

#### 第11条 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 利用者及び身元引受人、もしくは家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取扱いを行うこととします。

#### 第12条 サービス内容に関する要望及び相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談、苦情解決・苦情受付担当  
苦情解決責任者・理事長 浅川一紀  
苦情受付担当者・輿水理一・山口留美・深澤智彦・長谷川真吾・  
小林亨・千葉洋子・輿水由司実  
(土・日曜日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時)  
要望・相談・苦情は、担当者等にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、「意見箱」を利用し、直接お申し出いただくこともできます。

- (2) 当施設の苦情等に関して、下記の方々に第三者委員を依頼しています。

白倉 全司 殿 TEL0551-47-2011

五味 久代 殿 TEL0551-47-4161

中込 一男 殿 TEL0551-47-2595

- (3) (1)・(2)の窓口以外に、次の機関へも苦情の申出相談を行うことができます。
  - ・北杜市福祉保健部介護支援課 TEL0551-42-1333
  - ・山梨県社会福祉協議会・運営適正化委員会 TEL055-254-1820
  - ・山梨県国民健康保険団体連合会 TEL055-223-2119
- (4) 第三者評価の実施状況……未実施



### 第13条 事故発生時の対応

- ①応急処置
- ②嘱託医・協力病院等への連絡・搬送・付き添い
- ③家族への連絡・市町村への連絡
- ④施設の過失による、万一の事故に備えて保険に加入しています。

### 第14条 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。 守秘義務に反した場合も同様といたします。